

松本市長 菅谷 昭 殿

令和元年 5 月 14 日

藤岡 信勝（新しい歴史教科書をつくる会副会長）

藤木 俊一（テキサス親父事務局長）

山本優美子（なでしこアクション代表）

連絡先：112-0005 東京都文京区水道 2-6-3

新しい歴史教科書をつくる会

藤岡 信勝

電話：03-6912-0047

FAX：03-6912-0048

抗議文および質問状

日々の公務へのご精励に敬意を表します。

私たちは、令和元年 5 月 12 日松本市中央公民館にて上映された映画「主戦場」（デザキミキ監督）について、上映を取りやめて頂きますよう申入れをしたものです。私たちは、5 月 9 日に FAX にて、貴市の回答を受領し、「松本市公民館条例等に基づき、適切な貸出業務を行っている」旨の回答を受け取りました。しかし、この回答は到底納得出来るものではありませんでした。そして、松本市中央公民館では、5 月 12 日に映画「主戦場」の上映会が開催されました。私たちの正当な申入にもかかわらず、上映会が強行されたことについて強い遺憾の意を表明し、抗議をするものであります。

私たちが回答に同意出来ない理由を以下に述べます。

① 市民の学習機会を侵害していること

社会教育法第二十条は、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定めています。

私たちは平成 31 年 4 月 26 日に発出した申入書の中で、①出崎氏（上記監督と同一

人物)は修士研究を目的としてインタビューを申し込んだにも関わらず、商業映画として無断で公開したこと、②インタビューを受けた人数が偏っていること、③映画の編集方法に問題があること、④インタビュー編集の方法に問題があること、の4点を指摘しました。映画にこのような問題がある以上、今回の上映は松本市民に対して公平な教育の機会を与えた事業とは到底考えられません。また、当初、出崎氏が申し入れた取材目的を考えれば、博士前期課程(修士課程)の卒業制作という学術研究の目的を逸脱しております。不公平な取材によって作られた映画「主戦場」は、学術および文化に関する事業、情報の純化の観点からも逸脱していることを強く主張します。

② 貸出業務への疑義があること

映画「主戦場」の上映にあたって、松本市中央公民館を借りた団体に対して、教育部生涯学習課の中央公民館のご担当者様は、事業の具体的内容については確認せず、単に映画の上映のみの申請で受け付けていることを確認しています。公民館では、社会教育法および、松本市公民館条例に則った適切な運用がなされることが必要です。しかし、映画の中味を問題にしない、このような運用では、適切に公民館が利用されているかどうかチェックすることは不可能であることを指摘します。

以上の私たちの見解に立脚して、以下、質問いたします。

- ① 私たちは映画「主戦場」の制作過程にあたり、取材過程に問題があること、商業映画としての公開については、撮影時に交わした「合意書」に違反する契約不履行の行為があることを、前記申入書の中で既に指摘しました。不公平な取材によって制作された映画「主戦場」の放映は、松本市民の学習機会に対する侵害に相当すると考えますが、貴市の見解をお示しく下さい。
- ② 令和元年5月8日貴市発出の回答書では、松本市公民館条例「等」と書かれていますが、その「等」の内容に該当するすべての法律、条例をお示しく下さい。
- ③ 社会教育法、松本市公民館条例等に則り、今回の貸出業務が適切であったことを示す根拠について、条文を引用した上でお示しく下さい。
- ④ 松本市においては、映画上映に際して、公民館内でパンフレット等の物品販売をすることが可能かどうか条例を根拠にお示しく下さい。当日、販売が行われたかどうかを公民館側は確認されているかどうかをお尋ねします。

本状については、5月20日までに上記連絡先まで、FAX および郵送による回答をお願い申し上げます。

本状および、回答につきましては、適切な時期に公開を予定しております。(以上)